

岩手県告示第 763 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 11 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 紫波川井線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡川井村大字江繋早池峰山国有林 83 林班り小班地先内	新	m 43.0~10.6	m 166.1
	旧	18.3~10.6	166.1
下閉伊郡川井村大字江繋早池峰山国有林 83 林班る小班地先内	新	15.5~8.0	40.2
	旧	8.0~6.9	40.2
下閉伊郡川井村大字江繋第 5 地割字向神楽 4 番 6 地先から 4 番 5 地先まで	新	24.0~6.5	272.8
	旧	14.3~6.5	272.8
下閉伊郡川井村大字江繋第 5 地割字向神楽 9 番 4 地先から 9 番 3 地先まで	新	23.5~4.8	482.9
	旧	23.3~4.1	482.9
下閉伊郡川井村大字江繋第 5 地割字向神楽 9 番 3 地先内	新	17.5~5.2	134.3
	旧	7.7~5.0	134.3
下閉伊郡川井村大字江繋第 5 地割字向神楽 21 番 3 地先から 21 番 10 地先まで	新	51.5~12.9	132.7
	旧	29.1~12.2	132.7
下閉伊郡川井村大字江繋第 5 地割字向神楽 40 番 2 地先から 91 番 5 地先まで	新	41.4~4.0	238.9
	旧	37.7~4.0	238.9
下閉伊郡川井村大字江繋第 6 地割字神楽 50 番 3 地先内	新	24.4~14.8	15.1
	旧	17.0~14.8	15.1

下閉伊郡川井村大字江繁第7地割字大畑86番1地先内	新	20.6~14.7	33.2
	旧	14.7~8.7	33.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古岩泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市崎山第5地割167番7地先から201番2地先まで	新	m 15.3~6.6	m 65.2
	旧	9.8~6.6	65.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 崎山宮古線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市崎鉾ヶ崎第9地割字大石39番20地先から第8地割字大沢95番7地先まで	新	m 29.9~9.3	m 340.0
	旧	25.1~9.3	340.0
宮古市佐原二丁目89番5地先から一丁目11番3地先まで	新	20.4~7.0	400.0
	旧	18.3~6.0	400.0
宮古市熊野町63番7地先から62番2地先まで	新	21.0~6.5	21.5
	旧	10.6~6.5	21.5
宮古市光岸地67番6地先から64番22地先まで	新	13.2~8.0	125.0
	旧	11.3~6.2	125.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年11月7日から同年12月7日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古港線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市大字小山田一丁目 26 番 1 地先から二丁目 107 番 3 地先まで	新	m 39.5~15.7	m 425.0
	旧	23.6~12.0	425.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 7 日から同年 12 月 7 日まで